三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画について

議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議第 6号 平成22年度作況調査について

議第 7号 平成22年度農業委員先進地視察研修について

議第 8号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について

議第 9号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について

報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の通知について

報第 3号 基盤強化法の解約通知について

報第 4号 使用貸借の解約通知について

報第 5号 農地潰廃通報について

報第 6号 作付変更届について

その他

出席委員 34名

1番 斉 藤 信 一 委員 2番 小 林 六 一 委員

3番 村 井 善一郎 委員 4番 大 桃 惣一郎 委員

5番 佐 藤 満 委員 6番 金 子 良 助 委員

7番 鶴 巻 純 一 委員 8番 刈 屋 一 夫 委員

9番 桜 井 伸 一 委員 10番 坂 井 和 弘 委員

11番藤田吉則委員 12番大橋正臣委員

13番 山ノ内 正 委員 14番 川 勝 動 委員

15番 金 子 純 一 委員 16番 大 竹 一 雄 委員

17番 野 水 敏 秋 委員 18番 高 山 博 委員

19番安達 宰委員 20番森山 昭委員 2 1 番 西 光 明 委員 23番 大 竹 正 信 委員 2.4番 小 師 勉 委員 25番 五十嵐 俊 雄 委員 26番 鶴 巻 俊 樹 委員 27番 佐藤宗司委員 28番 安達 英作 委員 29番 村山 佐喜雄 委員 30番 佐々木 包 茂 委員 3 1 番 長谷川 清 一 委員 3 3 番 熊 倉 32番 横山 敏夫 委員 睦 委員 巖 委員 3 4 番 神子島 35番 佐藤裕雄委員

欠席委員 1名

22番 野 崎 文 夫 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長平岡勝司

 事務局次長石崎亮

 農地係副参事竹石正弘

 経営基盤係副参事 麦倉政勝

 農地係主任佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、定例総会を開会いたします。

ご案内のように今回選任委員として新たに農業共済組合より私どものところへ高山さんが選任されてございますので、ご紹介しておきますし、後ほどごあいさつもいただきたいと思っております。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名させていただきます。 16番、大竹委員、19番、安達委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上 げます。

議事に入る前に農業共済組合推薦の選任委員が市長から辞令交付を受けられてございます。この方の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうかお諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

ご異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、高山博委員の議席番号は18番、所属部会は第1調査部会と農政対策部会でお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

高山委員は、18番の席へご着席をいただきたいと思います。それでは、簡単で結構ですので、ごあいさつをいただきたいと思います。

18番(高山 博委員)

皆さん、どうもごめんください。今ほどご紹介いただきました、農済組合から推薦をいただきまして、このたび三条市農業委員会にご厄介になります高山でございます。何もわかりませんが、ひとつ皆さんからご指導いただきながら、この3年間務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

休憩中に事務局より新しい委員名簿を配付いたします。

ここで暫時休憩します。

(午前9時40分から午前9時41分まで休憩)

議長(大桃会長)

会議を再開いたします。

議長(大桃会長)

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、1ページにありますように、新規設定が1件、2,167㎡、再設定が1件、2,420㎡、所有権移転が1件、895㎡でございます。合計では3件、5,482㎡であります。

議案中の40番は、代官島の農地1筆、895㎡をあっせんにより売買するというものであります。価格は、10a当たり145万2,000円であります。

4 1 番は、中野原の農地 3 筆、 2 , 1 6 7 ㎡を新規により 3 年間利用権設定するものであります。

42番は、曲渕2丁目の農地4筆、2,420㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしております。 以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果 報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

それでは、第3調査部会の調査結果について報告申し上げます。

第3調査部会は、6月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時35分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定1件、再設定1件、所有権移転1件で、合計件数3件、面積にして5,482㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、4ページに記載してありますように9件の申請で、合計4万4,370.78㎡となっております。

また、5ページにありますように、競落報告分で1件、300 ㎡、合計では10件、 面積で4万4,670.78 ㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの13番から順にご説明申し上げます。

議案中の13番は、曲渕2丁目地内の農地1筆、322㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するというものであります。価格は、10a当たり約2,267万円でございます。

14番は、代官島地内の農地8筆、590㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万8,000円であります。

15番は、芹山地内の農地1筆、2,624㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約76万2,000円であります。

16番は、福島新田地内の農地8筆、500.78㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買により取得するというものであります。価格は、10a当たり約300万円であります。

17番は、新保地内の農地3筆、3,000㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に20年間の特定使用貸借を設定するものであります。

18番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、946㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の特定使用貸借を設定するものであります。

3ページからの19番は、月岡ほか地内の農地61筆、2万5,175㎡を譲り受け 人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の特定使用貸借を設定するもの であります。

4ページの20番は、帯織南ほか地内の農地10筆、6,833㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に20年間の使用貸借を再設定するものであります。

21番は、森町地内の農地2筆、4,380㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の使用貸借を設定するものであります。

以上が今月申請分ということであります。

また、競落による報告分として、5ページの22番は上保内地内の農地3筆、300㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、5月19日、競落により取得したものであります。価格は、10 a 当たり約652万6,000円、総額で195万8,000円であります。

なお、本件は4月総会の附帯議決によりまして、平成22年5月19日付、許可済みであることをご報告申し上げます。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、特定使用貸借によるもの3件、使用貸借によるもの2件、合計件数9件、面積にして4万4,370.78㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、300㎡の報告がありました。 以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページに記載してありますように2件の申請で、合計1,586㎡であります。

議案中の6番は、新光町地内の農地6筆、1,264㎡を生活の安定を図るため、12世帯分の共同住宅2棟に利用したいというものであります。場所につきましては、特別養護老人ホームうらだての里と三条総合病院の中間付近であり、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

7番は、曲渕2丁目地内の農地2筆、322㎡を農機具格納庫1棟、農作業所1棟に 利用したいものであります。場所につきましては、県立三条高校の北側付近で、農地区 分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて 満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして1,586㎡で、6番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申のあった 後に許可といたします。

議長(大桃会長)

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた します。

なお、21番、西委員、32番、横山委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき 議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時54分 21番西 光明委員、32番横山敏夫委員退席)

議長(大桃会長)

それでは、事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページに記載してありますように10件の申請で、合計1万7,050.61㎡となっております。

それでは、戻りまして、7ページの23番から順にご説明申し上げます。

議案中の23番は、西本成寺地内の農地1筆、320㎡を賃借権設定により取得し、 平成3年8月21日付、5条許可を受けましたけれども、賃借権契約を解除して土地を 貸し主に返すものであります。

24番は、貝喰新田地内の農地1筆、636㎡を売買により取得し、既存工場と一体利用し、倉庫1棟、5台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円であります。場所につきましては、芹山と鬼木の間の安田木工所の隣地で、農地区分は第1種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、本件は平成22年2月25日付、農振除外された土地であります。

25番は、下大浦地内の農地27筆、1万4,422㎡を売買により取得し、事業拡大により宅地と一体利用して工場1棟、100台駐車場、緑地、調整池に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万300円であります。場所につきましては、下大浦の譲受人下田工場の南東側で、農地区分は第2種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、本件は平成22年4月22日付、農振除外された土地であります。

26番は、鶴田1丁目地内の農地3筆、1,193㎡を売買により取得し、5棟の建て売り住宅に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万600円であります。場所につきましては、敦田集落開発センターの東側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

8ページの27番は、西中地内の農地1筆、33㎡を売買により取得し、3台の自家 用駐車場に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8, 200円であります。場所につきましては、西中集落内で、農地区分は第3種農地に該 当し、許可条項にも該当しております。

28番は、前谷内地内の農地2筆、110㎡を贈与により取得し、倉庫、住宅敷地拡張に利用したいというものであります。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

9ページの29番は、桜木町地内の農地1筆、211㎡を売買により取得し、住宅1棟、4台駐車場に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万6,900円であります。場所につきましては、南小学校の西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

30番は、東鱈田地内の農地2筆、62.61㎡を売買により取得し、住宅敷地拡張をして3台駐車場に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万100円であります。場所につきましては、本成寺公民館の西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

3 1番は、上須頃地内の農地1筆、251㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟

に利用したいというものであります。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3 種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

32番は、棚鱗地内の農地1筆、132㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟に利用したいというものであります。場所につきましては、集落内で、農地区分は第2種 農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて 満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、取消申請も含んだ件数にして10件、面積にして1万7,050.61㎡で、25番、26番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

(午前10時01分 21番西 光明委員、32番横山敏夫委員着席)

議長(大桃会長)

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の願い出は、10ページに記載してありますように2件であります。

議案中の1番は、被相続人が平成21年8月29日に死亡され、相続人2人で協議の 結果、平成22年2月26日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田畑合わせて1万4,333.30㎡中、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は3,767.30㎡で、農地として適正管理されております。

2番は、被相続人が平成21年8月29日に死亡され、相続人2人で協議の結果、平成22年2月26日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田畑合わせて1万4,333.30㎡中、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は1,834㎡で、農地として適正管理されております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、2件、2名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正管理されており、全件適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに適格者として証明を与えるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は自席へお戻り願います。

議長(大桃会長)

続きまして、議第6号『平成22年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経緯がありますが、今回もそのようにしたらいかがかとご提案を申し上げます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

異議ないものと認めます。

それでは、議第6号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長(大桃会長)

次に、議第7号『平成22年度農業委員先進地視察研修について』お諮りをいたします。

研修期日は、7月8日木曜日、9日金曜日の1泊2日で、視察先を秋田県大潟村農業 委員会と秋田県農業試験場での研修を計画しております。

内容については、事務局より説明を願います。

事務局(平岡事務局長)

議第7号『平成22年度農業委員先進地視察研修日程(案)について』ご説明申し上げます。

研修期日は、平成22年7月8日木曜日から7月9日金曜日までの1泊2日を予定してございます。

7月8日につきましては、秋田県大潟村農業委員会にて視察研修を予定してございます。

研修内容は、大潟村の農業への取り組みなどを視察研修する予定であります。

7月9日につきましては、秋田県農林水産技術センター農業試験場にて視察研修を予 定してございます。

研修内容は、農業試験場の研究全般についての視察研修を予定してございます。

なお、交通手段につきましては借り上げバス1台を利用する予定であります。

それから、きょう現在での参加人員は31人であります。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

そこで、お諮りいたします。『平成22年度農業委員先進地視察研修について』は、 ただいまの日程及び研修内容で実施することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

ご異議ありませんので、議第7号はそのように決定いたします。

なお、この研修視察は公費による視察研修でありますので、全員の参加をお願いした いと思います。

なお、服装はネクタイの着用をお願いいたします。ただし、基本的には1日目だけ、 8日の日だけはどうしてもネクタイを着用していただきたいと、このように思っており ます。2日目は、自由にしてください。

議長(大桃会長)

次に、議第8号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題といたします。 ご承知のように全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が 発行する週刊の月額600円の農業総合専門誌であります。

新潟県農業会議におきましても、各市町村農家戸数の10%を目標部数としておりますが、三条市は目標に対して35%と低迷しており、県内35農業委員会中の下位に位置している状況であります。

そこで、ことしも全委員から、委員 1 人につき 2 名以上の普及拡大を図っていただき たいと思いまして、申込書、タオル、軍手等も用意してお配りさせていただいておりま すので、ぜひご協力のほどをお願いを申し上げたいと思います。

また、今年も取り扱い注意でお願いしますが、各地区の購読者名簿を配付しておきま したので、記載者以外の方についての普及拡大をお願いいたします。

なお、申込書の提出は事務局のほうにお願いをいたします。

なお、各委員の購読料は公費で賄っておりますので、お含みおき願います。

議長(大桃会長)

続きまして、議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の決定について』を議題といた します。

なお、32番、横山委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、本議案終了するまで退席をお願いいたします。

(午前10時10分 32番横山敏夫委員退席)

議長(大桃会長)

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の決定について』ご説明申し上げます。

平成22年6月18日付で三条市長から、にいがた南蒲農業協同組合は農地利用集積 円滑化団体として農地利用集積円滑化事業を実施するための農地利用集積円滑化事業規 程の承認に先立ち、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会の意見決定を7月1日 までに求められているものであります。

内容でありますが、平成21年の農業経営基盤強化促進法改正で農地利用集積円滑化 事業が新しく加えられたものであり、それに対応するため、今般JAより三条市長に同 規程の承認申請がなされたものであります。

なお、議第9号参考には、JAから承認申請された同規程を添付してありますので、 ごらんいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、この規程を適当と認めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

(午前10時13分 32番横山敏夫委員着席)

議長(大桃会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を いたします。

議長(大桃会長)

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局(平岡事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。 しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長(28番安達英作委員)

来月は、第1調査部会の当番になっております。7月26日午前9時を予定しておりますので、関係委員の方、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日金曜日9時半から予定しておりますので、よろしくお願い します。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、まことにありがとうございま した。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時17分 閉会

三条市農業委員会会長	
議事録署名委員(16番)	
議事録署名委員(19番)	

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。